

報告事項が4件ございます。

第1件目として、1月26日及び2月27日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、1月26日に開催された平成28年度第7回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が5件あり、主な連絡事項3件について報告いたします。

1件目は、政策企画局から、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」について説明がありました。

本プランは、平成26年12月に策定した「東京都長期ビジョン」が示す大きな政策の方向性を継承しつつ、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの「3つのシティ」を実現し、「新しい東京」をつくるプランとして策定したとのことでした。

なお、分野横断的な政策の展開として「多摩・島しょ振興」を挙げており、そのなかでは、多摩ニュータウンをはじめとする地域の再生にも取り組むとされています。

2件目は、総務局から、「平成29年度東京都予算案の概要」について説明がありました。

東京都の平成29年度予算は、「『新しい東京』の実現に向けた改革を強力に推し進め、明るい未来へ確かな道筋を紡ぐ予算」として位置づけ、編成したとのことでした。

なお、一般会計予算規模は6兆9,540億円 前年度比0.8%減で、市町村総合交付金については、前年度比10億円増の500億円となりました。

市町村総合交付金の10億円の増額については、今年度予算から前倒しで行うとのことであり、平成28年度最終補正予算案に盛り込むとのことでした。

3件目は、主税局から「民有地を活用した保育所等整備促進税制の創設」について説明がありました。

本制度は、待機児童の解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援することを目的に創設したもので、23区内において有償で貸し付けられ、保育所等を新規開設された土地について、固定資産税及び都市計画税の10割を減免するものとのことでした。また、同様の対応を図る市町村に対しては、減免措置による影響額の2分の1相当額を市町村総合交付金により支援するとのことでした。

なお、本件に関連しては、府県行政を担う東京都が、市にとっての基幹税について、市に協議することなく減免措置を実施することの影響を鑑み、東京都市長会として1月20日付で緊急申入れを行っていたことから、あらためて事前の協議等の適切な対応を求める意見が多数出されました。

続いて議案審議事項2件について報告いたします。

議案第1号の「次期役員の選考」については、現市長会役員の任期が4月で満了することに伴い、次期役員の選考方法について審議・決定し、役員選考委員会を設置することが承認されました。

議案第2号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認され、私は、引き続き東京都社会福祉審議会委員に推薦されることになりました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」について報告され、了承されました。

続きまして、2月27日に開催された平成28年度第8回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項4件あり、主な連絡事項3件について報告いたします。

1件目は、日本赤十字社東京都支部から、「平成29年度赤十字活動資金のお願い」について説明がありました。

平成29年度の活動資金のお願いしたい額は、東京都支部全体で、前年度比

1, 000万円増の11億9, 000万円、うち多摩市分は463万6, 000円とのことでした。

2件目は、オリンピック・パラリンピック準備局から、大会成功に向けた区市町村支援等について説明がありました。

平成29年度の東京都の補助事業については、公園内における運動器具設置工事やラグビーワールドカップ2019公認キャンプ地施設整備をメニューに加えるなどスポーツ施設整備費補助を拡充するとのことでした。

また、組織委員会において聖火リレーを検討するにあたり、幅広い助言を得るため、「聖火リレー検討委員会」が設置されたとの報告がありました。

3件目は、東京都後期高齢者医療広域連合から、2月8日に開催した後期高齢者医療広域連合協議会の協議内容等について説明がありました。

また、昨年7月に東京都市長会及び町村会から要請を行った「住所地特例に係る区市町村間の財政負担不均等是正に関する要請」を踏まえ、住所地特例施設入所者に係る区市町村間の財政負担の実態把握調査を実施するため、宝くじの収益金を財源として行われる区市町村振興助成金の助成申請を行いたいとのことでした。

続いて議案審議事項として、6件の審議が行われ、主な事項3件について報告いたします。

議案第1号の「東京都市長会役員改選」については、役員選考委員会が開催され、本年5月1日からの市長会の新役員は、会長が調布市長、副会長が立川市長、小平市長、三鷹市長、武蔵野市長、監事が町田市長、東村山市長となりました。

議案第4号の「平成29年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算(案)」については、原案のとおり承認されました。予算の規模は、4億8, 877万3千円で前年度に比べ1, 669万2千円の増となっています。

議案第6号の「平成28年度東京都市長会政策提言」については、政策調査特別部会から、平成28年度政策提言「多摩地域が一体で取り組む観光地域づくり一誇りと愛着のある豊かな地域づくりに向けて」について説明があり、

承認されました。

次に報告事項ですが、「会長専決処分」について報告され、了承されました。
以上が、市長会関係の報告です。

第2件目として、「児童育成手当等の返還請求に係る訴えの提起等」について、ご報告を申し上げます。

本件は、本市が、児童育成手当、児童扶養手当及びひとり親家庭等の医療費助成について、受給資格の消滅による返還金の請求に応じない受給者に対し、支払督促を申し立てたところ、相手方から督促異議の申立てがあったため、当該支払督促が、訴えの提起とみなされたものです。

このことについて、直ちに対応する必要が生じたことから、地方自治法第179条の規定に基づき、平成29年1月10日付けで専決処分を行い、通常訴訟として適正に対応して参りました。

しかし、平成29年1月30日付けで東京地方裁判所立川支部より、相手方の督促異議が取下げられた旨の連絡があったため、本件訴訟手続は終了し、支払督促手続が続行することとなりましたので報告します。

その後につきましては、支払督促手続により得られる債務名義による強制徴収又は相手方との任意交渉による履行を、適切に行って参ります。

第3件目として、「職員による損害賠償等請求訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、本市職員が、長時間労働や上司からのパワーハラスメントが原因で休職を余儀なくされたことにより損害を受けたなどとして、本市及び元上司の職員に対し、その損害の賠償を求める訴訟を、平成25年10月29日に東京地方裁判所立川支部に提起したものです。

提起から約3年間の審理を経て、平成29年2月20日に第一審の判決が言い渡されました。

判決の内容は、本市の主張が全面的に支持され、原告の請求を全て棄却する

ものでした。

なお、この判決に対しては、原告側に14日間の控訴期間がありますので、その動向を確認して適切な対応をまいります。

第4件目として、「重度心身障がい者通所訓練事業に係る損害賠償請求訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、本市が多摩市社会福祉協議会に運営を委託していた重度心身障がい者通所訓練事業に関して、当該事業の利用者であった者が、本市及び多摩市社会福祉協議会に対して、当該事業により原告に提供された食事の方法等が、虐待行為に該当し、それによって負った精神的苦痛等の損害賠償を求める訴訟を、平成27年3月25日に東京地方裁判所立川支部に提起したものです。

提起から約2年間の審理を経て、平成29年2月22日に第一審の判決が言い渡されました。

判決の内容は、本市及び多摩市社会福祉協議会の主張が全面的に支持され、原告の請求を全て棄却するものでした。

なお、この判決に対しては、原告側に14日間の控訴期間がありますので、その動向を確認して適切な対応をまいります。

以上、4件をご報告申し上げ、市長行政報告と致します。

(平成29年第1回多摩市議会定例会)